

アウトドアカルチャーの大博覧会



TOKYO OUTDOOR SHOW

JUNE 28-29-30, 2024
MAKUHARI MESSE

アウトドアなライフスタイルで
最高に楽しい時間を過ごそう。

INDEX

GREETINGS ご挨拶	3
SHOW CONCEPT イベントコンセプト	4
THE THEME OF THE ECOLOGICAL AREA TOKYO OUTDOOR SHOW 2024 エコロジカルエリアテーマ	4
ABOUT TOKYO OUTDOOR SHOW 2024 TOKYO OUTDOOR SHOW 2024について	5
ABOUT THE SHOW 開催概要	6
REGULATIONS ご出展にあたって	7
VENUE 会場概要	10
TIMETABLE スケジュール	11
SHOW IMAGES 開催イメージ	12-13
BOOTH LAYOUT 出展概要(出展スペースについて)	14-15
PRICES 出展小間料金	16
PASSES AND TICKETS 出展者の管理および配布物	17
PROCEDURES 手続きの流れ	18
TERMS AND CONDITIONS 出展規定	19-32
HOW TO APPLY 出展お申し込み方法	33
CONTACT お問い合わせ	34

GREETINGS

ご挨拶

TOKYO OUTDOOR SHOWは、“アウトドアカルチャーの大博覧会”をテーマにした総合展示イベントです。

2012年より代々木公園にてスタートしたアウトドア展示イベント「TOKYO OUTDOOR SHOW」。その後タイトルを変え、開催場所も豊洲、お台場、オンラインと変更しながら、2022年会場を幕張メッセへと移し、日本が誇る世界最大のカスタムカーイベント「TOKYO AUTO SALON」と併催して開催してきました。

そして2024年夏、幕張メッセにおいて、ついに単独での開催となります。

今回よりアウトドア、エコロジー関連の展示はもちろん、モビリティ、ツーリズム、食品、住宅まで力を入れ、気づきや学びを得られると同時に、会場内にある多くのものが購入できる展示会となります。

是非、アウトドアカルチャーの大博覧会「TOKYO OUTDOOR SHOW」へのご出展、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

SHOW CONCEPT

イベントコンセプト

自然に優しく、自然を楽しむ。

アウトドアを通して多様性のある生活をもっと楽しむ。

あらゆる要素を取り入れながら独自の発展を続け、ますます盛り上がっている日本のアウトドアカルチャー。世界に誇る豊かな自然環境でキャンプや登山、釣りなど、多くの人たちがフィールドへと出かけ、アウトドアを楽しんでおり、道具やウエア、モビリティなどは年々進化しています。そうして自然環境と触れ合うことでエコロジーに対する関心を高く持つ人は確実に増えてきており、少しのキッカケさえあれば、身近なところからサステナビリティを意識した自然に優しい暮らしを実践することにもつながっています。本イベントでは、アウトドアカルチャーとその周辺を取り巻く、さまざまなモノ・コト・ヒトを一箇所に集め、アウトドアとともに、暮らしがより豊かになる情報を提供いたします。

本イベントは「最新のアウトドアギアが欲しい」「アウトドアアクティビティにトライしてみたい」「ローインパクトなライフスタイルを実践したい」といったアウトドアやライフスタイルに興味を持つ人たちの刺激となったり、アウトドアアクティビティを実際に楽しむことができるスポットや、その場所までの最新のモビリティによる快適で楽しい移動手段を知ったりと、アウトドアカルチャーを軸にした多様なツールと情報を集めることで、自身が興味のあるジャンルだけでなく、その周辺にある新しい発見にもアクセスし、皆様の世界観を広げることができる場にしたいと思っています。

「アウトドアカルチャー」とは、広く見れば単なる外遊びとそれにまつわる道具やモビリティだけではなく、歴史や文化、人類も含めた地球上の生物を取り巻く生態系に関わる考え方や暮らし方のことまで及ぶと考えます。アウトドアカルチャーに触れることによって、生物社会の多様性を認め合い、インクルーシブな社会形成の一助となり、またそれによって社会が少しでも持続可能な方向へと進み、多くの人々が健全で心豊かな時間を過ごすことができる。ご参加いただいた方が、そんな世の中に向かうキッカケを本イベントでつかんでいただければと考えています。

THE THEME OF THE ECOLOGICAL AREA

TOKYO OUTDOOR SHOW 2024 エコロジカルエリアテーマ

ネイチャーポジティブなアウトドア

～生物多様性に恵まれた日本のフィールドを育む、楽しむ。～

日本の自然は長い間、人の手によって大切に守られてきました。神社仏閣が有する鎮守の森は、原生の植生や自然形態をとどめ、貴重な自然を今に伝えています。また、そのような場所に対する畏敬の念は、日本人の文化に深く刻まれたもので、そこに私たちは聖なるものを見出してきました。日本が世界的に見ても生物多様性の宝庫でもあるのは、さまざまな生き物や自然現象に対して敬意をもって大切にしてきたからにほかなりません。しかし、その日本でもさまざまな理由で、豊かな自然生態系がしだいに損なわれてきています。自然環境と生物多様性の損失を食い止めるだけでなく、さらに回復させ、今よりも良い状態にするためのポジティブなアクションが求められています。それをネイチャーポジティブと呼びます。自然環境にポジティブなアクションを始めるには、まずその場所を知ることが大切です。アウトドアに出かけ、自然に触れることで愛着と誇りが生まれ、大切なものを守りたいという責任と行動につながるのです。

ABOUT TOKYO OUTDOOR SHOW 2024

TOKYO OUTDOOR SHOW 2024について

「アウトドアのある生活」をもっと楽しむために周辺の要素も巻き込んで、新たな世界観を生み出すのが TOKYO OUTDOOR SHOW。

まだまだ盛り上がるアウトドアシーン。そんなアウトドアを楽しむ生活とモビリティやツーリズム、食品、住宅など周辺要素の関係をもっと深く、そして新しくするために、「コラボレーション」をテーマに、どちらか一方の価値観だけでなく、アウトドアと周辺要素の掛け算が生み出す新しいカルチャーを提案し、マーケットを創造いたします。

例えばクルマにあまり興味がないアウトドアファンへクルマのある生活の楽しみ方をプレゼンテーションし、今までと違った週末を過ごしてもらう。またクルマの世界でのみ楽しむ人たちがアウトドアに触れ、新しい刺激を受ける。そういった両ジャンルの相乗効果がどんどん生まれるイベントとなります。アウトドアはもちろん、モビリティはじめ、その他の展示ブースにおいても展示だけでなく、その場で購入できるようにし、来場者の熱に応えられるようにもいたします。

新たな価値観でアウトドアカルチャーを提案し、マーケットを拡大していくイベントが「TOKYO OUTDOOR SHOW 2024」です。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

コラボレーション展示

本気でカスタムした車両を、本気のアウトドアブランドがデコレーション。リアルかつオシャレなブース展示で双方の客層を取り込む。

GO OUTプロデュースによる今求められている車両を、トレンド最先端のアウトドアな装飾で展示するブース。本気のアウトドア/モビリティの最新のものを掛け合わせ、双方のファンから周辺のゾーンにまでプレゼンし、お互いが新たな客層を取り込んでいく展示。

※ブランド限定で展開予定です。



ABOUT THE SHOW

開催概要

- 名称 TOKYO OUTDOOR SHOW
- 主催 TOKYO OUTDOOR SHOW 実行委員会
- 企画・制作 株式会社三栄
- 期間 2024年6月28日(金) 10:00~18:00 ※ビジネスデイ
14:00~18:00 ※一般特別公開(予定)
29日(土) 10:00~18:00 ※一般公開
30日(日) 10:00~17:00 ※一般公開
- 開催会場 幕張メッセ(日本コンベンションセンター)
国際展示場 ホール9・10
千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
- 入場料金 29日(土)入場券・30日(日)入場券 ¥1,000
28日(金)特別入場券 ¥1,500
- 公式ホームページ <http://tokyoooutdoorshow.jp/>
- 想定来場者数 40,000人
(28日・29日・30日の3日間延べ)+ビジネスデイ来場者
- 実施予定コンテンツ
 - ・著名人によるアウトドアトークショー
 - ・人気ブランド&メーカーによるコラボ展示
 - ・異業種コラボの展示販売
 - ・自然環境保護を主題とした展示
 - ・オシャレキャンパーのテント&クルマ展示
 - ・アジアやヨーロッパのアウトドアブランドエリア
 - ・最新アウトドアファッション展示販売
 - ・最新アウトドアギア&クルマ、バイク、その他グッズなどの展示販売

※コンテンツは追加・変更になる場合もございます。
※会場内へペットを連れての入場はできません。



REGULATIONS

ご出展にあたって

- ① 出展される出品物は、当展示会の趣旨に沿った品目に限ります。すなわち、アウトドアシーンと関わりのあるギア、ファッション、カルチャー、食、クルマ・バイクなどモビリティ、音楽、トークショー、アクティビティなどの展示であることとします。そのうえで、出展された物品・サービスもしくは、その展示方法・装飾等が、当展示会の主旨に沿わない、または法令ないしは公序良俗に反すると実行委員会が判断した場合は、実行委員会は展示前・展示中を問わず直ちに当該物品の撤去を命ずることができます。この場合、当該出品物の撤去だけでは、当展示会の正常な運営に支障をきたすと実行委員会が判断したときには、実行委員会は当該出展者に対し、出展そのものの取り消しまたは中止を命ずることができるものとします。
- ② 法令遵守はもとより、理由の如何にかかわらず、他の出展者、関係者、来場者、近隣施設・住民等に迷惑がかかる行為は禁止します。
- ③ 次に該当するものは出品ならびに展示・販売を禁止します。
引火性・爆発性または放射危険物、劇毒薬、麻薬、工業所有権を侵害する物品、輸出入または販売が禁止されている物品、裸火。
薬機法によって規制されている商品(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品)および未承認の商品、動物(昆虫を含む)等生き物。(植物の展示は可能とします)
- ④ 工業所有権(産業財産権)出願前の発明考案にかかわる出展物の取扱いは、「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」の発行申請を特許庁に出展者自身が行ってください。
※出展製品の公開・発表にさいして「特許」、「実用新案」または「意匠」、「商標」出願を検討する出展者においては、直接特許庁までお問い合わせください。
- ⑤ 外国貨物を出品する場合は、通関手続きをとり、国内貨物にした上で出品してください。特に会場内で、消耗または加工する物品は国内貨物でなければなりません。
- ⑥ 実行委員会が特に認めた車両(競技専用車両等)を除くすべての展示車両は、車両保安基準に適合していることとします。なお、不適合車両については、実行委員会は展示前・展示中を問わずただちに撤去を命ずることができるものとします。また、実行委員会が特に認めた車両(ナンバー無し)の搬入・搬出に関しては、必ずキャリアカーにて運搬を行い、車両の積み降ろしは、会場内(決められた場所)で行わなければなりません。
- ⑦ 道路交通法を遵守してください。
エンジンの空ぶかし、電飾をつけたまま走行する、必要以外に警音器を鳴らす行為、携帯・スマートフォンを見ながらの走行等、道路交通法に抵触する行為は会場内外問わずおやめください。
- ⑧ 撮影について
搬入出時、開催時間以外の撮影は原則禁止します。SNS(個人も含めて)へのアップも原則禁止とします。例外として他のブースが写り込まない、自社ブース内の撮影とSNSへのアップは可能とします。
会期中の撮影は原則自社ブース内とします。会場風景等を撮影する場合は、実行委員会に確認ください。また、自社ブース以外で撮影した動画、静止画の販売や収益化はできません。
- ⑨ スケジュールについてすべての出展者は当展示会のスケジュールを遵守していただき時間内に作業が終了するよう、スケジュールをご調整ください。やむを得ず定められた時間内に作業了しない場合は事務局に届け出のうえ、作業を行ってください。その場合、SNS配信等で残業時間帯、有料残業時間帯を使用することは禁止いたします。



- ⑩すべての出展者は、出展案内および出展要項(出展受理後に送付)をよくご理解いただき、規定を遵守してください。なお、これに定めのない問題が発生した場合は、その解決にあたり、当展示会の安全および健全な運営と出展者全体の利益のために、実行委員会の決定に従っていただくことをあらかじめご了承ください。
- ⑪破産・民事再生法または会社更生法の手続き中である、または金融機関から当座取引停止処分を受けている場合、出展はできません。また、実行委員会が上記に等しいと認めた場合も同様とします。
- ⑫暴力団、暴力団員、暴力団員関係者、暴力団員関係企業、総会屋等(総称して「反社会的勢力」という)の出展はできません。
- ⑬各号のいずれかによって、出展者が何らかの損害を被った場合においても、実行委員会は当該出展者に対し、一切の賠償もしくは補償等の責を負いません。

第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますがこれに限りません。また外国における権利を含みます)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、販売、配布、または、上映することその他一切の行為は禁止します。出品物その他の物品が模倣品・偽造品に該当する可能性が高いと実行委員会が判断した場合は、実行委員会は、該当物品の撤去その他の措置をとることができるものとします。出品物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

●出品物に関して

- ◆第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますがこれに限りません。また外国における権利を含みます)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、販売、配布、または、上映することその他一切の行為は禁止します。出品物その他の物品が模倣品・偽造品に該当する可能性が高いと事務局が判断した場合は、事務局は、該当物品の撤去その他の措置をとることができるものとします。出品物の知的財産権に関する紛争は、出展社の責任において解決するものとします。
- ◆動物・昆虫などの生き物の展示・販売、および連れ込み(持ち込み)は禁止です。(植物は可)
- ◆ブースを離れてのPRはお断り致します。チラシ配布、募金などは各出店ブースで行うようにして下さい。
- ◆本イベントでは環境問題への取り組みの一環として、プラスチックの過剰な使用を抑制する為、紙袋やバイオマス素材を使用した袋等の使用を推奨します。
サンプリング・商品購入時にプラスチック製レジ袋(ビニール袋)を使用するのではなく、環境保全に配慮した取り組みに是非ご協力ください。

● 広告表現の法令遵守について

製品に関する広告表現については、薬機法(医薬品医療機器等法)第66条、景品表示法第5条、健康増進法第65条、独占禁止法第19条等において規制されております。合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認を招く不当表示とみなされ、広告表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出が必要となります。詳細につきましては、下記にお問い合わせをいただき、必ず確認を取ってください。また、販売に際しては会期中、会期後を問わず、購入者に対して連絡が取れるよう、必ず連絡先を明記してください。広告表現によって生じた会期中および会期後のトラブルに関して、主催者は一切責任を負いません。なお、確認を取らなかった場合も含めて、当展示会の主旨に沿わないと判断した場合には、該当の出品物の撤去を命ずることができます。

お問い合わせ

※詳細については、下記にお問い合わせください

景品表示法

消費者庁 表示対策課 TEL: 03-3507-8800(代)

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 取引指導課 表示指導担当

TEL: 03-5388-3068

薬機法

医薬品等の広告規制について(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/koukokukisei/index.html

詳細は各都道府県の薬務課にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/topics/tp131111-01_1.html



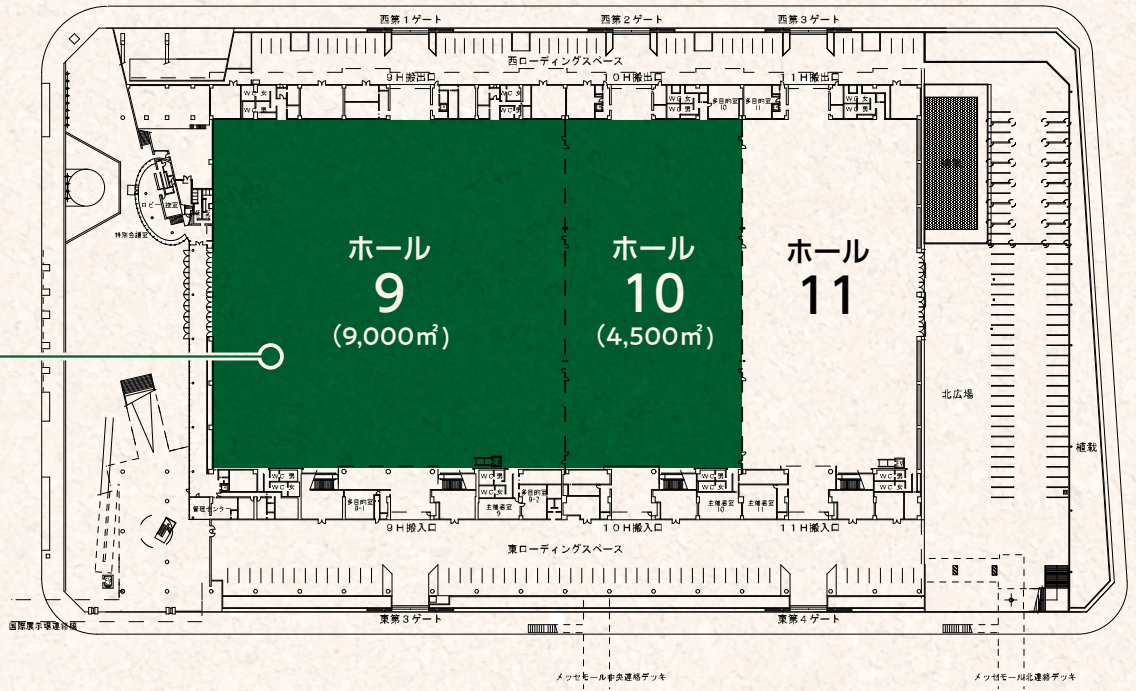
VENUE

会場概要

幕張メッセ(日本コンベンションセンター)
千葉県千葉市美浜区中瀬2-1



国際展示場
Hall 9・10
(合計13,500㎡)

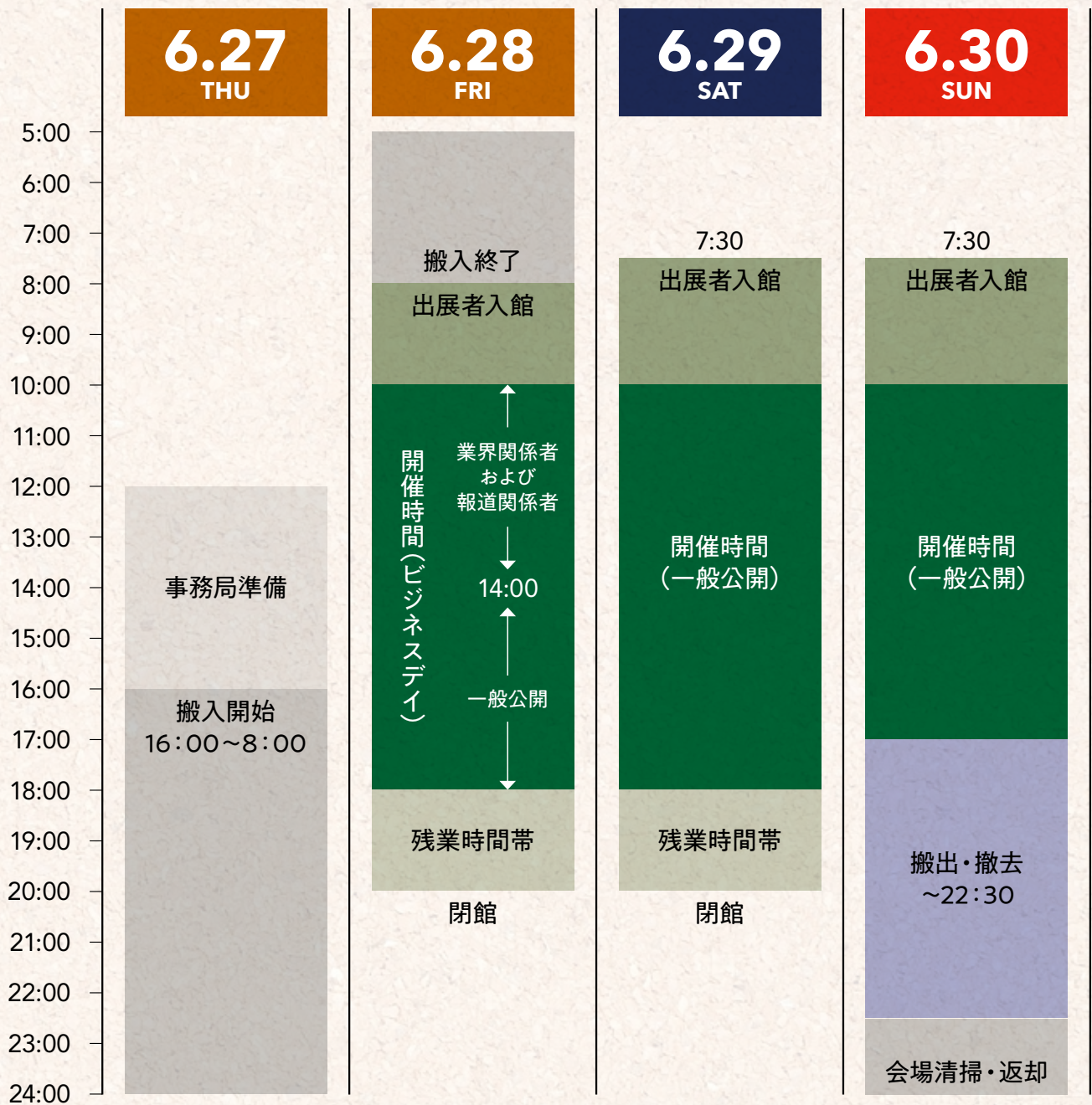


会場周辺
MAP



TIMETABLE

スケジュール



※スケジュールは変更となる場合がございます。詳しくは出展要項にてご確認ください。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

SHOW IMAGES

開催イメージ





BOOTH LAYOUT

出展概要 (出展スペースについて)

出展料金

1小間
150,000円
(税込165,000円)

間口3m×奥行3m 高さ3.6m

スペース渡し(基本設備はありません)

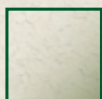
※1列または2列に配置いたします。(隣接小間があります)

3.6m



募集小間数と形状

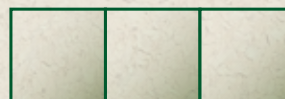
1小間 (1×1)



2小間 (1×2)



3小間 (1×3)



4小間 (2×2)



6小間 (2×3)



8小間 (2×4)



10小間 (2×5)



9小間 (3×3)



出展料金

1小間
150,000円
(税込165,000円)

間口3m×奥行3m 高さ3.6m
スペース渡し(基本設備はありません)
※隣接のない独立小間(島小間)の配置となります。
※2階建ての造作は出来ません。

3.6m



募集小間数と形状



12小間(A) (2×6)



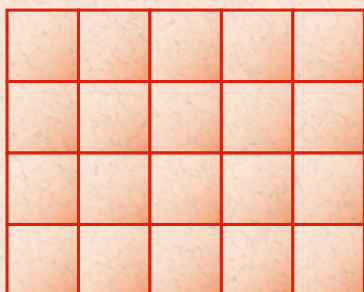
12小間(B) (4×3)



15小間(3×5)



18小間(3×6)



20小間(4×5)



24小間(4×6)



PRICES

出展小間料金

小間数	スペース	金額
1小間	間口 3m×奥行 3m	¥150,000 (税込¥165,000)
2小間	間口 6m×奥行 3m	¥300,000 (税込¥330,000)
3小間	間口 9m×奥行 3m	¥450,000 (税込¥495,000)
4小間	間口 6m×奥行 6m	¥600,000 (税込¥660,000)
6小間	間口 9m×奥行 6m	¥900,000 (税込¥990,000)
8小間	間口 12m×奥行 6m	¥1,200,000 (税込¥1,320,000)
9小間	間口 9m×奥行 9m	¥1,350,000 (税込¥1,485,000)
10小間	間口 15m×奥行 6m	¥1,500,000 (税込¥1,650,000)
12小間	間口 18m×奥行 6m または 間口 12m×奥行 9m	¥1,800,000 (税込¥1,980,000)
15小間	間口 15m×奥行 9m	¥2,250,000 (税込¥2,475,000)
18小間	間口 18m×奥行 9m	¥2,700,000 (税込¥2,970,000)
20小間	間口 15m×奥行 12m	¥3,000,000 (税込¥3,300,000)
24小間	間口 18m×奥行 12m	¥3,600,000 (税込¥3,960,000)

※上記以上のスペースについてはご相談下さい。

※スペース渡しとなり、一切の基本設備はございません。

※出展位置は実行委員会が決定いたします。

※アルコール飲料の提供・調理実演はできません。

PASSES AND TICKETS

出展者の管理および配布物

●関係者登録リストの作成

- ◆関係者登録リストのフォーマットを別途お送りいたします。
- ◆フォーマット(エクセル)内において下記4種類の登録シートが分かれています。
すべてのシートを記入してください。

安心、安全な環境づくりのため、防犯等の観点により会場内に入場するすべての関係者を管理していただくよう、ご協力をお願いいたします。出展者の皆様は出展に関わるすべての関係者リストを2024年6月26日(火)までに作成してください。事務局へのリストの事前提出は行っていただかなくて結構です。

	出展者パス	搬入出 リストバンド	搬入出車証	特別招待券	招待券 (土/日)
1~4小間	7	7	5	1小間につき 30枚	1小間につき 30枚
6~8小間	12	12	10		
9~10小間	20	20	15		
12~18小間	30	30	20		
20~24小間	35	35	25		

※上記規定数以上の出展者パスの申し込みは出展要項にてご案内いたします。出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。

特別招待券	ビジネスデイ 6月28日(金) 業界関係者および報道関係者 (サイレントタイム) 10:00~14:00 一般特別公開 14:00~18:00	10:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ●6月28日(金)ビジネスデイのみ対象 ●10:00~14:00(業界関係者および報道関係者)は高校生以下(高校生・中学生)の入場は不可。 ●関連業者・協力業者等の業界関係者用特別招待券です。 ●業界関係者等でも名刺でのご入場はできません。
一般招待券	一般公開日 6月29日(土) 6月30日(日)	6月29日(土) 10:00~18:00 6月30日(日) 10:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●6月29日(土)・30日(日)一般公開日のみ対象。 6月28日(金)はご入場できません。 ●小学生以下は保護者同伴に限ります。

※会期中は搬入出リストバンドのみで会場内へ入ることはできません。

※出展者パスを着用されている場合は、搬入出リストバンドの着用は必要ありません。

PROCEDURES

手続きの流れ

出展申込みは、TOKYO OUTDOOR SHOW 公式Webサイトよりお申込みくださいますようお願い申し上げます。

また、当事務局からの連絡事項や出展に関する諸手続きにつきましても、公式Webサイトからの手続きとなりますので、インターネット環境やメールアドレスのご用意をお願いいたします。

2023年 10月	10月中旬	「TOKYO OUTDOOR SHOW」出展案内WEBに公開
11月	11月10日(金) 10:00	出展申込み開始 ※受付期間内にWebサイトよりお申込みください。 ※期限を過ぎてからの申込み・変更はできません。
2024年 3月	3月29日(金) 17:00	出展申込み終了
2024年 3月	3月上旬～順次	「出展受理書」の送付 ※出展選考結果は、Eメールにて送信いたします。 ※その後お送りする「出展受理書」をもって正式受理とさせていただきます。
	3月15日(金)	キャンセル料50%発生開始日
4月	4月1日(月)	キャンセル料100%発生開始日
	4月上旬	「出展要項」公式Webサイト出展者ページにて公開
	4月中旬	「請求書」の送付 (予定)
	4月中旬	「小間割図」および「出展者一覧」の送付
5月	4月下旬	「書類」の手続き開始
	4月26日(金)	出展料金入金締切
5月	5月上旬	「パス類、招待券」の送付
	5月中旬	「書類」の手続き締切
6月	6月28日(金)～30日(日)	「TOKYO OUTDOOR SHOW」開催

事務局は、必要と認めた場合、出展規定の一部を変更する場合があります。
変更された規定内容については、出展受理後に送付します「出展要項」に記載いたします。

この期間に手続きの必要な書類

- 公開用出展者データ(Web)
- 施工業者登録
- パス類追加請求
- 電気供給申込み
- アンカー工事申請
- リース備品
- アンケート回答者プレゼント協賛

TERMS AND CONDITIONS

出展規定

● 自社装飾施工の管理について

- ① 自社小間内の出品物・装飾物はすべて出展者または装飾施工担当者の責任において管理してください。
- ② 自社小間内の装飾物は、安全で堅牢な構造を基本として設計および施工を行ってください。
- ③ 小間の責任者もしくは装飾施工担当者は、小間内の装飾が完了した段階で、安全や規定に問題がないか確認をしてください。
- ④ 目視により安全性が不十分と判断された装飾物については、事務局より小間内責任者もしくは装飾施工担当者へ確認をする場合があります。

● 搬入・搬出時の安全衛生について

出展者ならびに施工業者は搬入・搬出時において特に以下の安全衛生に留意し、作業員の事故・災害防止に努めてください。

- ① ヘルメットの着用。
- ② 高所作業時の安全帯の使用。
- ③ 脚立、ローリングタワー等の適正な使用。
- ④ 危険、有害業務に対する有資格者の配置と適正な運用。
- ⑤ 作業に適正な服装。
- ⑥ その他安全衛生に関わる法令の遵守。

● 搬入・搬出時の安全衛生について

◆ 以下の規定に違反していると事務局が判断した装飾・展示に関しては、理由の如何によらず、会期中でも改善・撤去を命ずる場合があります。これに従っていただけない際には、出展を中断していただく場合もあります。この際に発生する一切の費用は出展者の負担とします。

- ① すべての出品物および装飾物は自社小間の空間内において展示しなければなりません。パネル自立のためのアングル材などすべての部材も小間内に収容してください。同様に照明・音響の機材や、ステージ上のMCなどの出演者も装飾に含まれますのでご注意ください。
高さ制限は以下のとおりです。

● 各小間 3.6mまで

- ② 特に来場者の安全確保のため、展示物や装飾物の固定用のアングル材等が通路へはみ出さないよう注意してください。

a) 物品の吊り部分など、突起部分のある物品を展示する場合は、展示位置、取り付け方法に特にご注意ください。なるべく突起部分は削除するようにしてください。

b) ライトを人体に触れる高さ・位置に設置する場合は、カバーなどの養生をしてください。

※ ブース通路側のサイングラフィックに照明を当てる場合はみ出しについては、規定に沿った場合のみ可能です。ただし、高さ制限を超えることはできません。

詳細は出展要項にてご確認ください。

- ③ 自社小間の施工業者を登録するために、すべての出展者は、必ず出展要項「施工業者登録」よりご登録ください。自社で施工する場合でも、自社名でご登録ください。



④バルーンの設置について

ここでいうバルーンとは、いわゆる大型のアド・バルーンを指します。これらのバルーンを設置する際には、以下の条件を満たすようにしてください(映像を埋め込んだバルーンおよびバルーンに映像を投影することは禁止します)。

また、その他の飛行物の使用は一切禁止します。

a) 設置に際しては、エリアごとの高さ制限を遵守してください。

●上限を10m／下限を7m

それぞれ下限と小間装飾の最大高との間の空間には、係留用のワイヤー以外のものは一切設置できません(懸垂幕などは禁止)。

b) 設置できるのは、自社小間の敷地上空で、その境界から1m内側に追い込んだ範囲に限ります。展示ホールは、会期中空調を行っていますので、バルーンが空調で揺れてもこの範囲から出ないように注意してください。

c) 消防設備や会場設備の関係上、消防署への申請が必要となる場合もございますので、ブース内に合計面積で150㎡を超えるバルーンを設置する場合は、事務局までご相談ください。事務局ならびに施設側で検討のうえ、ご連絡いたします。

※事前にご相談いただき事務局として受理したものについても、消防から許可されない場合、もしくは、改善命令がある場合がありますのでご注意ください。

※消防署の指導により煙感知器の設置・消火器の設置を義務付けられた場合は、その指示に従ってそれぞれ設置してください。

※無許可でこれらの構造を設置した場合は、直ちに消防署より撤去を命じられることがありますのでご注意ください。

d) ヘリウムの高圧ポンペを小間内にストックする場合は、転倒しないよう固定してください。

⑤飛行物・浮遊物の禁止

自社小間内であっても飛行物(ドローン等)、浮遊物(ヘリウム風船等)は禁止いたします。

⑥共用スペース・会場施設への装飾の禁止

会場施設や共用施工物などへの広告物の掲載、装飾は一切できません。また、会場(通路・壁面・天井等)への照明器具等によるロゴの照射も禁止します。

⑦違反施工の場合

会期前、会期中を問わず、事務局が違反施工と判断した場合は、その時点で直ちに改善していただきます。

● 消防規定

◆ 装飾資材の防災規定

展示場では、消防法第8条の3により、防火対象物品については防災性能を有するものを使用することが義務付けられています。防火対象物品が防災性能を有しない場合は撤去していただくことになります。また、会期中に消防署による査察が行われますので、下記の項目につきましては特に万全を期していただくとともに、所轄の消防署より改善命令があった場合、速やかに必要な措置を講じてください。

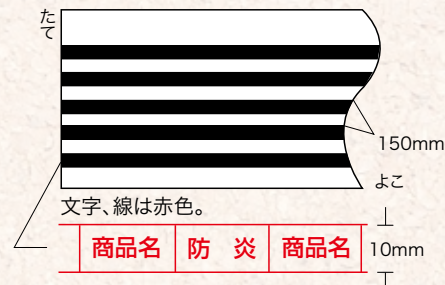
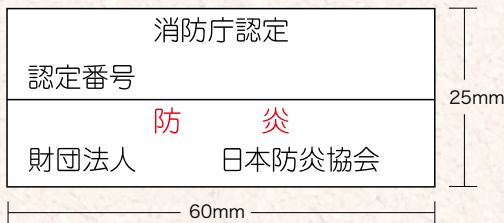
- ① 展示用合板、カーペット、カーテン類、バナー、のぼり旗や装飾に使用する幕等は、防災性能を有し、かつこれを証明する防災ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。
- ② 小間装飾の展示用合板、繊維板は、厚さに関係なくすべて防災合板を使用してください（表面に「防災」と書いたラベルが貼付され、裏面に5本の赤線入りのもの）。
また、カーペットもすべて下記表示のある防災カーペットを使用してください（防災剤吹付け加工では防災基準に合格しません）。
- ③ 防災合板に厚い布またはひだのある紙類を装飾貼付する場合は防災性能を有するものを使用してください。ただし、薄い布紙を防災合板に全面密着させて使用する場合はこの限りではありません。
- ④ 防災素材ではないキャンプ用のテントは「販売物」としての陳列が可能です。その場合は事前申請が必要です。なお会場規定によりキャンプ用のテントをブース運営および装飾として使用することはできません。

◆ 防災性能表示

① 防災合板

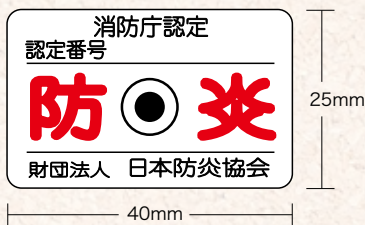
採色は、地を白色、文字「防災」を赤色、他の文字および横線は黒色。

防災合板の裏面表示は次のとおりです。



② 防災カーペット

採色は、地を白色、文字「防災」を赤色、他の文字および横線は黒色。



◆禁止事項について

火災予防条例により展示場内において、以下の行為は禁止されています。

- ①喫煙行為。
- ②裸火の使用(露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ、火花を発生させる施設)。
- ③石油液化ガス(LPG)、高圧ガスのうち可燃性ガス(ヘリウムは該当しません)の持ち込み。
- ④危険物品(危険物、可燃性固体類等、可燃性ガス、火薬類等)の持ち込み。
※危険物(ガソリン、灯油、サラダ油、マシン油、重油等)
※展示車両の搭載燃料(ガソリン)等は必ず少量にしてください。
- ⑤カーワックス、スプレー、オイル等の物品はすべて持ち込み禁止です。
※展示品については内容物を抜いて、空缶などによる展示をお願いします。
- ⑥エンジンをかけることは禁止です(金～日の開催時間中、残業時間帯、有料残業時間帯)。
※大変危険です。絶対にエンジンをかけないでください。
事務局が危険と判断した場合は、出展そのものの取り消し、または中止を命ずる場合があります。

◆燃料電池車、電気自動車について

燃料電池車と電気自動車において展示のみであれば可能といたします。搭載燃料は必ず少量にしてください。

燃料電池車または電気自動車を電源として使用することは原則禁止とします。ただし、やむをえず使用しなければならない場合は別途、事前申請が必要となります。用途によっては使用を許可できない場合がありますので、事前に必ず事務局へご相談ください。詳細は出展要項にてご確認ください。

●施工に関するその他の注意

◆天井の設置について

- ①小間内に天井構造を設けることは、自動火災感知設備の感知障害、消火設備(放水銃)の散水障害、非常口の視認障害となりますので原則としてこれを禁止します。ただし、遮光・遮音・断熱・防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能を説明できない場合、また展示物品の機能説明のために特別な演出を行う場合、来場導線階段の直下で美観上最低限の天井遮蔽が必要な場合には、天井または屋根の設置を許可することがあります。天井工事をする場合は、申請を行ったうえで、防災処理を施した暗幕などの布製品にて最小限の面積で行ってください。また天井部分の周りは2方向以上開放し、開放部分に下がり壁を設置する場合は、天井より30cm以内としてください。
※天井の上に更に天井を設ける「二重天井」については禁止です。
 - コンテナを小間造作として利用し、かつ人員の出入りや電気の配線工事を行う場合も天上構造とみなし、申請が必要となります。
※会場の躯体を利用した吊り下げ天井を含むすべての構造物は禁止。
 - 2階建て構造の設置は禁止いたします。
- ②ポップアップテントをブース運営で使用する際、天幕・横幕を付けての使用はできません。ポップアップテントの骨組みにバナーなどを設置する場合には、防災性能を有し、かつこれを証明する防災ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。

③天井に関する申請

- a) 許可条件に該当する出展者についても、これらの構造を有する造作を設置する場合は必ず「天井の位置・面積・材質を明記した平面図・立面図(断面図)」を用意のうえ、ご相談ください。消防上の指導(構造の変更または煙感知器・消火器等の設置)があり、確認印を押した図面が返送されますので、指導に従ってください。
- b) 確認印を受けた図面と申請書類を事務局にて確認いたします。なお、消防上の確認がとれた場合でも、出展要項に記載された装飾規定に合致しない場合は、設計を変更していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- c) 上記申請については、事務局から一括して美浜消防署へ申請いたします。指定期日を過ぎた場合、申請を受け付けられませんのでご注意ください。

注意

無許可でこれらの構造を設置した場合は、直ちに消防署より撤去を命じられることがありますのでご注意ください。相談窓口および申請窓口につきましては、出展要項にてご案内いたします。

- 小間の高さ上限は3.6mです。ステージ等を嵩上げする場合は、ステージ上のすべての機材および人の高さを含み最大3.6mまでとします。なお、ステージ等の嵩上げの高さは1.8mまでとします。この場合、嵩上げ部分の下はストックスペースなど、最低限の荷物の出し入れを除き、この中へ来場者・スタッフの出入りがない用途とし、展示スペースとしてはもちろん、スタッフの休憩スペースとしての使用も禁止します。

- ④小間造作および展示物は、地震等によっても転倒・落下・移動等のないよう確実に固定・取り付けをしてください。違反または不完全な装飾がある場合には、取り壊していただくこともありますので、計画・設計に際して十分にご注意ください。なお、不明点がある場合は事前に図面等提出のうえ、ご相談ください。
- ⑤会場設備、基礎造作、他社の装飾および出品物等を破損した場合は、理由の如何にかかわらずすべての責任をおとりいただきます。
- ⑥消火器・屋内消火栓・放水銃・自動火災報知設備・非常ベル・誘導灯等が装飾物等で隠蔽されないようご注意ください。また、これらの設備周辺には、それら設備の使用の妨げとなる陳列、工作物、その他の物品を置くことは禁止します。
- ⑦会期中に展示設備および装飾の変更をすることは、事務局の改善指示による場合を除き原則としてできません。
- ⑧展示装飾および出品物を含むすべての物は、会場の天井・柱・壁等既存の構造(躯体等)から吊り下げたり、これらにもたせかけたり、固定したりすることは禁止します。
- ⑨装飾にあたっては、なるべく再利用可能なパネルおよび備品類を活用し、廃棄物を極力生じさせないようご配慮ください。また省資源にご留意ください。
- ⑩出展者が事務局の定める規定に違反もしくは事務局からは是正するよう通知されたにもかかわらず、これを行わない場合、事務局はその違反物の撤去もしくはその他の措置を講ずることができるものとします。この場合、出展者は事務局に対し抗議もしくは何らかの請求をすることはできません。また、当該措置にかかった費用は出展者にご請求いたします。
- ⑪搬入・搬出期間中以外で車両を搬入・搬出することはできません。



●アンカー工事

- ①アンカーの打設を行う場合は、出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。また、打設位置図面を提出してください。なお、申請されても会場建築物の構造上またはその他の事情で、工事が許可されない箇所もあります。あらかじめご了承ください。
- ②アンカー打設を行う場合は、会期終了後直ちに原状回復を行うことを条件とし、使用できるアンカーは、長さ80mm／太さ16mm以下のものとします。使用后、ホールインアンカーの頭部が床面より出ている場合には、必ずサンダーにて切断してください。ハンマーによる打ち込みや、ガス溶断、引抜きは絶対にしないでください。アンカーの打設を行った場合は、出展者による原状回復とは別に、アンカー1本につき1,500円(税込1,650円)を補修費として申し受けます。
- ③禁止事項
 - a) 床面にコンクリート釘またはドライピット鋸を打ち込むこと。
 - b) サッシ、壁面、柱面に穴を開けること。
 - c) ピット蓋へのアンカーの打設ならびに鉄製のピット蓋へのベース等の溶接。

●原状回復

出展者が会場に工作を施した場合および会場内諸設備を損傷した場合は、6月30日(日)22:30までに完全に原状回復しなければなりません。

回復が十分でなく、または期限までに回復が行われなかったため事務局が代わってこれを実施したときは、その回復に要した費用は当該出展者に請求いたします。

●廃棄物処理

- ①展示品および装飾に関する廃棄物、使用済み資材や小間内および周辺のごみは、出展者の責任において必ずお持ち帰りください。
- ②放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、清掃業者から出展者に請求いたします。請求された出展者は、請求書受領後直ちにお支払いください。
※6月30日(日)22:30以降の放置資材は廃棄物として処理いたします。

●電気について

電気工事は大変危険(火災や感電等)を伴う工事です。二次側電気工事は必ず、電気事業者(都道府県知事または経済産業大臣に届出済みの業者)が工事を行ってください。

◆展示館内の会場照明

展示場の基本的な天井照明の平均照度は約200ルクスです。

◆電気使用申込み手続き

電気を必要とする出展者は、出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。期日までに申込みのなかった場合は、所要電力計画に組み込まず、電力供給はできません。

◆開閉器(ブレーカー)の設置

電気供給幹線工事(一次側幹線工事)は、事務局において小間内の一端(原則として後壁)まで。

※電源位置の希望がある場合は、出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。

◆電気の供給容量と工事負担について

基本供給はありませんので、**1.0kW毎に9,000円(税込9,900円)**の一次側幹線工事費と、二次側電気工事費は出展者の負担となります。

※1.0kWに満たない電気容量は1.0kWに切上げ計算します。

◆電気使用料と支払方法

①電気使用料金

電気使用料金は会期中**1.0kWにつき3,800円(税込4,180円)**をご負担いただきます。

②支払い方法

電気使用料金および一次側幹線工事費につきましては、会期終了後に飯田電機工業(株)より請求書をお送りいたしますので、請求書の指定期日までにお支払いください。

※1.0kWに満たない電気容量は1.0kWに切上げ計算します。

◆会期中の保守

会期中は、電気保守要員が会場内事務局に常駐しております。小間内にて電気事故発生の際は、速やかに最寄りの事務局までご連絡ください。

◆供給電気種類

供給電気方式は下記のとおりです。

- a) 交流単相・100V・50ヘルツ
- b) 交流単相・200V・50ヘルツ
- c) 交流三相・200V・50ヘルツ

◆電気工事施工上の注意

- ①電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事法に基づく電気工事免状を携帯していなければなりません。
- ②出展者側で施工する小間内電気工事は、すべて会期前までに必ず完了してください。なお、会期中の電気配線工事は認めません。
- ③ネオン設備の使用は禁止します(ただし低圧ネオン管を全面アクリルカバーのうえ、高さ2m以上に設置する場合はこの限りではありません)。
- ④100V照明関係等の配線は、1台が15A以上の器具については1回路毎に分岐し、その他は15A以下毎に1回路とし、また分電盤の主幹もしくは分岐スイッチには必ず漏電ブレーカーを設けてください。
- ⑤施工にあたっては、火災またはその他の危険防止、人体または財物の損傷その他の事故防止について万全の注意を払ってください(特に、来場者が触れられる範囲に照明等を設置するような場合は、その設置位置や保護措置に十分ご配慮ください)。



◆小間内への電気供給および時間

電気供給時間は、原則として6月27日(木)20:00(予定)から6月30日(日)17:30までとします(安全管理上、通電開始が遅れる場合があります)。

◆出展者による保護装置の設置

電源異常および事故による停電、または電圧降下等(原因が特定できない場合も含め)によって出品物、装置、演出機材等を損傷した場合でも、事務局はその責任を負いません。各出展者は、事故防止のために、十分な保護措置を施してください。

◆ブース通路側外壁面の照明について

ブース通路側外壁面に照明器具を使用する場合は、壁面に密着した照明器具(アームスポット含む)を床面から2.7m以上の位置に設置してください。

◆電気供給について

会期中は、作業用電源盤および会場内のメンテナンス用コンセントは使用できません。

※設営時および搬出時は、会場内に設備された作業用電源盤を使用できます。

◆電気工事についての注意

会場設備・躯体に対する直接工事は、申請に基づいたアンカーの打設・切除を除き一切できません。ピット内の作業は事務局が指定した工事業者が一括して行います。会場床面には電気・都市ガス・圧縮空気・水道等を床下に配線・配管するためにピットが敷設されています。このピット内にはあらかじめ設計し申請・許可された配線・配管工事が行われております。従って、事務局が指定した工事業者以外がピット内作業をすることはできません。

●サイレントタイム

6月28日(金)10:00~14:00(サイレントタイム)は音楽を使用したイベント・実演・ステージパフォーマンス等は極力控えてください。商談や取材等を行いやすくする環境作りにご協力ください。

※高校生以下(高校生、中学生)の入場は禁止します。ただし、小学生、未就学児、乳幼児については保護者同伴にて入場可とします。

●残業時間帯の作業について

原則、搬入出においては規定時間内に作業を行なっていただけますようお願いいたします(会期中の搬入出は一切禁止します)。

やむを得ず、規定時間外に作業を行う場合は必ず残業申請を行ってください。申請のない出展者の残業はお断りします。

なお、残業時間帯においては展示に関する作業およびプレスカンファレンスに向けたリハーサルは許可いたします。

その他、自社媒体への掲出であっても当該時間帯での一切の動画撮影および配信は禁止とします。

[残業対象時間] 28日(金)18:00~20:00

29日(土)18:00~20:00

● 実演

- ①パンフレットやノベルティ等の配布、出品物の説明のためのあらゆる行為、サイン会や抽選会をはじめとしたイベントの実施、アンケートの勧誘および記入といった各出展者が行うすべての行為を実演と呼びます。実演にあたっては、混雑整理・安全確保に十分配慮してください。
- ②実演を通路等共有スペースで行うことは、近隣の出展者の迷惑になるとともに、消防法にも抵触いたしますので、一切禁止します。
- ③実演によって来場者が滞留する場合は、滞留者を自社小間内に收容し、出展者がこの整理にあたってください。この際、通路に列を作つての整理は禁止します。
- ④事務局は、会場内の保全・管理、秩序の維持、その他安全のため支障があると判断した実演については、出展者に対し必要な措置をとることを命ずることがあります。
- ⑤出展者により必要かつ十分な措置が講じられないと事務局が判断した場合は、実演の制限または中止を命ずることがあります。
- ⑥展示小間以外では一切の実演はできません。
- ⑦実演によって強度の音響・熱気・じんあい・ガス・振動・その他が発生する場合は、あらかじめ防止措置をとり、来場者への安全を確保するとともに、他の出展者や会場に影響をおよぼさないよう十分配慮してください。
- ⑧キャノン砲やスモークマシンの使用、これに類する演出は禁止します。
- ⑨ホーン(警音器)の試聴・実演は禁止します。
- ⑩生バンド演奏は禁止します。
- ⑪公序良俗の観点からキャンペーンガール等の衣装は過度な露出にならないようご配慮ください。また、入れ墨(タトゥー)等と見受けられる手法は誤解のないよう表記していただくなど、ご配慮ください。
- ⑫実演使用を目的として窒素ガスを持ち込む場合は、必ず転倒防止策に努めてください。

● 音量規制

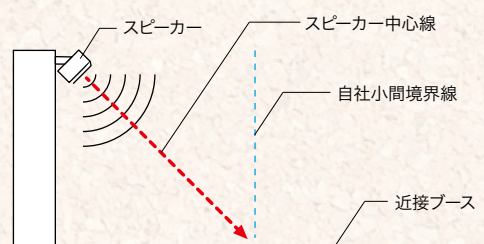
実演等の際し、音が発生する場合には、緊急放送等のアナウンスが聞こえるように、また来場者や近隣の出展者等のクレームに対し音量を調整できるよう措置を施してください。実演の際し音響機材を設置する場合は、以下の点にご注意ください。

①音響機材の音量規制

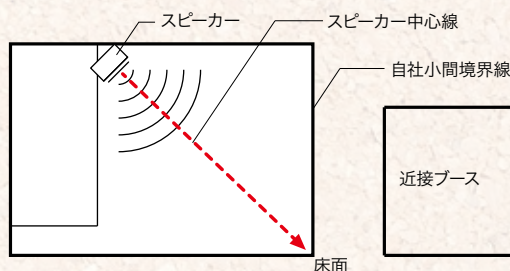
a) 小間内のすべてのスピーカーは小間の内側に向けて設置してください。

スピーカーの中心線の延長が自社小間の境界線内に収まるようにしてください。

■側面から見た場合



■上面から見た場合



- b) スピーカーから発する音量は、近隣の出展者または、来場者等からクレームがあった場合、事務局の指示に従い直ちに音量を下げてください。
※事務局からの2回の警告に従っていただけなかった場合は、音響機材の使用停止や次年度以降の出展をお断りさせていただく場合がございます。
- c) ステージ等の実施については、実施時間や方法などを近隣の出展者間で調整のうえ、行うようにしてください。
- ② その他の音量規制AV機器以外の、出品物自体などが発生する音についても、近隣の出展者または、来場者等からクレームがあった場合は、事務局の指示に従い直ちに音量を下げてください。
- ③ ホーン(警音器)を鳴らすことは禁止します。
- ④ ワイヤレスマイク等の無線機器の持込・使用を禁止します。

●小間内の出展者常駐

出展者は、開場時間中は必ず小間内に常駐のうえ、来場者への対応・安全管理および出展物の管理にあたってください。
また会期中は、出展責任者が最後に自社小間内の安全を確認してからお帰りください。

●出品物その他の管理

- ①事務局は最善の注意をもって会場内の保全管理にあたるものとします。
- ②出展者は自己の責任と費用において、搬入出および会期中の各自の出品物、その他の財物の管理を行ってください(盗難事故に対し十分予防措置を講じるとともに、開場時間中は、小間内にスタッフが常駐するようにしてください)。また、車内物品や夜間の車両の施錠についても、出展者の責任で管理してください。
- ③事務局は自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他の不可抗力が原因による場合を含め、出品物その他の財物の損傷または盗難等これらに関する一切の事故について、その責任を負いません。出展者は、出品物の輸送および搬入出中、会期中を含め、その保護について必要に応じ保険をかけるなどの適当な措置を講じてください。
- ④紛失事故等の予防のため、事務局では一切の物品のお預かり・保管をいたしません。特に、会期中の宅配便等につきましてもお預かりしませんので、物品等を会場に送付する場合は、送り状に展示ホール番号、小間番号、ご担当者の会場での問合せ先を必ずご記入のうえ、各出展者のブースで直接お受け取りください。

〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
幕張メッセ
TOKYO OUTDOOR SHOW
国際展示場 ホール○ 小間番号○○○
表示名 ○○○○
担当者名 ○○○○
※備考欄に会場での連絡先(携帯等)をご記入ください。

- ④盗難が発生したときには、直ちに最寄りの事務局に詳細をご連絡のうえ、所轄警察署に出展者各位に届出を行い、現場検証を受けた後、保険会社への手続きを行うようにしてください。

●感染症対策について

風邪等ウイルス性の感染拡大予防にご協力をお願いいたします。

- ①発熱、咳、くしゃみ、全身痛、下痢などの症状がある場合は、必ずご来場の前に医療機関にご相談いただき、指示に従って指定の医療機関にて受診してください。場合によっては入場をお断りします。
- ②手洗い、うがいの励行をお願いいたします。
- ③会場内に消毒用アルコールの設置をいたします。
- ④状況に応じて、入場制限を行う場合がございます。
- ⑤空調の使用や扉、窓の開放等により、会場内の換気を行います。
- ⑥会場にて万が一体調が悪くなった場合、我慢なさらずに速やかにお近くのスタッフにお声がけください。



●販売可能な食品について

◆販売可能な食品について

販売する加工食品は、本展示会の趣旨に沿ったものに限りです。

また、保健所許可施設で製造・加工された食品に限りです。

食品衛生法19条等の規定に基づく適正な表示がなされている食品に限りです。

- ・菓子(生菓子を除く)
- ・ミックススパイス・缶詰・瓶詰め食品、その他個包装された加工食品

※以下の商品は販売できません。

- ・法令等により保存基準が定められていない商品
- ・包装されていないもの(野菜、果物を除く)
- ・生もの(肉類、魚介類、野菜等)、その場で調理を必要とする商品

◆注意事項

食品(飲料を含む)を取り扱う場合、千葉市保健所の確認を必ず行ってください。

保健所の確認がされていない場合は、展示会場内で、食品の取り扱いを中止して頂く場合があります。

千葉市保健所

住所:〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階

TEL:043-238-9934

担当課:食品安全課

URL:<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/shokuhin/index.html>

食品を取り扱うにあたり、下記項目を厳守してください。

- ・その場で一切の調理加工行為はできません。(食品のカット、小分け含む)
- ・全ての販売は、ブース内で行ってください。(直射日光は避けてください)
- ・食品及び容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、じんあい等に汚染されないように保管してください。
- ・販売物には食品表示法に基づいた食品表示基準に沿ったラベル表示をしてください。

●関係者情報の登録について

安心、安全な環境づくりのため、防犯等の観点により会場内に入場するすべての関係者を管理していただくよう、ご協力をお願いいたします。

出展者の皆様には出展者パスを所持する関係者、搬入出リストバンドを着用する関係者情報を開催日までに作成いただき、管理してください。記載漏れおよび内容の不備については出展者の責任となりますのでご注意ください。(事務局への事前提出は不要です。管理内容、フォーマットに関しては出展要項をご確認ください)

●事故防止および責任

- ①出展者は、出品物の搬入出・展示・実演に際し、最善の注意を払い、事故防止に努めることとします。
- ②事務局は安全管理もしくは展示会の運営上必要があると認めたとときには、出展者に対し、作業の中止、制限、その他出展者の負担で事故防止のために必要なすべての措置を命ずることができます。
- ③事務局は自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故についての一切の責任を負いません。
- ④出展小間内での出品物・装飾物の転落や落下、その他の事故につきましては、当該出展者の責任となります。安全管理には万全を期してください。万一、事故発生の際には、安全確保を行うと同時に速やかに事務局にご連絡ください。
- ⑤出展者は、出展案内および出展要項を遵守するものとします。
- ⑥出展案内および出展要項のいずれかに違反し、事務局から是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置をとることができるものとし、出展者はこれにつき事務局に対し異議を述べず、かつ何らの請求もしないこととします。
- ⑦本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

●展示会開催の変更および中止

- ①事務局は、天災地変その他の不可抗力ほか、事務局の責に帰し得ない原因により、会期を変更または開催を中止・中断することがあります。
- ②前号の場合、事務局はこれによって生じた出展者・その他の者の損害について責任を負いません。

●イベント保険について

事務局は、搬入・会期・搬出の期間中、警備員を配置して会場内の整理および出展物の保安全管理にあたりますが、以下の各事故に対し事務局は一切の責任を負いかねますので、不測の事態に備え、出展各位にて責任を負える体制を整えてください。

- ◆出展者各位が責を負うべき賠償責任事故。
- ◆出展者各位の出展物、造作、設備、商品等が火災、盗難、破損などにより損害を被る事故。
- ◆出展者ご自身の怪我。
- ◆不測の事態による展示会の中止または延期に伴う費用損害。
- ◆その他、主催者の責によらない事故。

●出展者による出展の取り消し

- ①出展者からの出展申込み取り消し(キャンセル)は、事務局がこれを確認しない限り認められません。
- ②理由の如何にかかわらず、3月15日(金)以降のキャンセルにつきましては全出展料金の50%(税別)、4月1日(月)以降のキャンセルにつきましては全出展料金の100%(税別)のキャンセル料を申し受けます。



● 諸費用の負担

- ① 出展料については事務局の指定する期日4月26日(金)までにお支払いください。期日までにお支払いがない場合はキャンセルとみなし、出展をお断りいたします(キャンセル料が発生します)。
- ② 電気・電話・その他追加申込みなどをされた出展者は、別に定める手続きによってお申込みいただき、展示会終了後にお送りする請求書によって7月末日までに所定料金をお支払いいただきます。
- ③ 出展物の輸送・搬入出・展示・実演・撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに、出品物・出展者・損害賠償等に対する保険料は、すべて出展者の負担になります。
- ④ 法規制・関係省庁および事務局による指導に対する改善措置および出展の中止にかかわる費用はすべて出展者の負担とし、出展者は事務局に対し、かかる措置について一切の賠償請求はできないものとします。

● 個人情報保護法について

- ① 情報登録について
ご登録いただいた情報につきましては、事務局(事務局業務に従事している業者を含む)および後援各社からの連絡事項や情報提供等に使用いたします。なお、第三者に許可なく情報提供はいたしません。
- ② 出展者各位における「個人情報」利用についての注意事項
来場者等から個人情報を取得する場合は「個人情報保護法」に基づいた対応をお願いいたします。特にアンケートや記帳等により個人情報を取得する場合は、利用目的を明記し、情報提供者に利用意思を確認してください(個人情報保護法に抵触しているなど、来場者から指摘があった場合は、実施方法の改善または、中止していただく場合がございます)。また、個人情報の収集・利用・保存・管理・廃棄は出展者各位の管理責任となります。事務局では、これら出展者各位で取得した個人情報に関して一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

● インボイス制度に関して

2023年10月1日より「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。所轄の税務署長に申請し、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を下記の通り通知いたします。

適格請求書発行事業者登録番号
株式会社三栄 T6011101007349



さらに詳しい出展規定につきましては、出展受理後に発行します「出展要項」をご覧ください。

規定の変更

事務局は、必要と認めた場合、出展規定の一部を変更する場合があります。変更された規定内容については、出展受理後に発行します「出展要項」に記載いたします。

HOW TO APPLY

出展お申し込み方法

●お申し込み期間

2023年11月10日(金) 10:00 ~ 2024年3月29日(金) 17:00

※上記期間内にWebサイトよりお申し込みを行ってください。期限を過ぎてからのお申し込みは受け付けません。
※お申込みスペースおよび小間数の変更は、お申込み期間内のみ受け付けます。事務局までご連絡ください。

●出展料のお支払い

出展料につきましては、必ず2024年4月26日(金)までに、
下記口座「株式会社三栄」宛にお振込みください。

りそな銀行 新都心営業部支店 (普通) 3533121
みずほ銀行 恵比寿支店 (普通) 116943
北陸銀行 新宿支店 (普通) 4022890 ※振込手数料は各社ご負担ください。

●キャンセル料金

以下の期日を過ぎたキャンセルの場合は、理由の如何を問わず既定のキャンセル料を申し受けます。
※2024年3月14日(木)までのキャンセルは、キャンセル料がかかりません。

2024年3月15日(金)以降のキャンセル 全出展料金の **50%**(税別)

2024年4月1日(月)以降のキャンセル 全出展料金の **100%**(税別)

●返金について

国からの緊急事態宣言発出等があり、公的機関から開催中止を要請され、開催を中止した場合、出展料金を全額返金致します。

なお、これに生じたすべての経費については、出展者の負担とし、事務局は責任を負いません。

天災地変その他の不可抗力ほか、事務局の責に帰し得ない原因により、会期を変更または開催を中止・中断することがあります。この場合、出展料金の返金はいたしません。

また、事務局はこれによって生じた出展者・その他の者の損害について責任を負いません。

特記事項

■事務局は以下に該当する場合、出展受理の取り消し、もしくは出展料受け取り後でも出展をお断りすることがあります。

1. 出展料が指定期日までに振り込まれない場合
2. ショーの目的に合致しない企業もしくは物品の出展であると事務局が判断した場合
3. 理由の如何を問わず、事務局がその出展を不相当と判断した場合

■指定期日以降のキャンセル、もしくは指定期日までに出展料金のお支払いがない場合は、翌年以降のお申込みは、お受けできない場合があります。

CONTACT

お問い合わせ

●出展についてのお問い合わせ

株式会社三栄 広告ビジネス部

E-mail: koukoku@san-ei-corp.co.jp

●イベントについてのお問い合わせ

TOKYO OUTDOOR SHOW 運営事務局(株式会社三栄内)

E-mail: info_tos@tokyoooutdoorshow.jp

TEL: 03-6773-5301

〒163-1126

東京都新宿区西新宿6-22-1

新宿スクエアタワー26階



TOKYO
OUTDOOR
SHOW